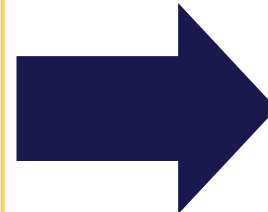


国内外から選好される国際競争力の高い魅力ある観光地域づくりを促進するため、地域の取組段階に応じ、地域独自の「ブランド」の確立を通じた日本の顔となる観光地域の創出に向けた取組を支援する。

観光地域づくりプラットフォーム

取組概要

- (1) 目指すべき地域の将来像の策定、マーケティングの実施等を通じたブランド戦略の構築。
- (2) ブランド戦略に基づき、滞在プログラムの実施に当たっての課題を解決するための事業、主たる滞在促進地区の魅力を向上するために必要な事業、ブランドの管理を行う事業等の実施。



地域独自の「ブランド」の確立

支援

(1) 観光地域ブランド確立基盤づくり支援

- 観光圏の取組みが一定程度地域に浸透し、かつ、地域独自の価値を戦略的に創出・提供することにより「ブランド」の評価の確立を目指す地域
- 補助対象事業：ブランド戦略の策定に係る事業
(ブランドのコンセプトの磨き上げ、ブランドのコンセプトを来訪者が体感できる滞在プログラムの企画等)
- 補助額：上限500万円

(2) 観光地域ブランド確立支援

- ブランド戦略を策定の上、ブランドの維持・向上に向けた事業を実施する地域
- 補助対象事業：ブランド戦略に基づく事業
 - ①主たる滞在促進地区を起点とする滞在プログラムの実施するに当たっての課題を解決するために必要な事業
(滞在プログラム等と連動した修景、ガイド育成、案内板の整備等)
 - ②主たる滞在促進地区の魅力を向上するために必要な事業
(宿泊サービスの改善・向上、地区の景観の維持・向上等)
 - ③観光地域のブランド確立のために必要となるブランドの管理を行う事業
(マーケティング調査、品質管理・保証システムの開発等)
- 補助額：事業費の4割

●補助対象者：「観光地域づくりプラットフォーム」

(観光圏整備法(「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」(平成20年法律第39号)及び基本方針(「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針」(平成24年12月27日改正))に基づき作成され、かつ同法第8条第3項により新たに認定を受けた観光圏整備実施計画に記載されている法人。)